

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第29回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年7月26日（火） 14:00～14:18

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則、佐々木 かをり、関口 博正、辻 正次、

東海 幹夫、長田 三紀

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、齋藤 晴加（データ通信課長）、中西悦子（データ通信課企画官）

岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

諮問事項

電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正について【諮問第3033号】

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

会議に先立ちまして、先日、総務省におきまして人事異動があったということでございますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○安藤総合通信基盤局総務課長　総務課長を拝命いたしました安藤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○齋藤データ通信課長　データ通信課長になりました齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○中西データ通信課企画官　データ通信課の企画官になりました中西です。よろしくお願ひします。

○根岸部会長　ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日は諮問事項1件であります。それでは、諮問事項の審議に移りたいと思います。諮問第3033号「電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正」について、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○木村事業政策課調整官　ただいま部会長からお話がありました諮問第3033号についてご説明をさせていただきます。

資料のほうをごらんください。資料29-1という形になってございますけれども、クリップを外していただくと、4種類、資料がございます。1つは諮問書、それから電気通信事業法施行規則の一部改正についてという3枚ものの資料、それから右肩どめになっていますけれども、新旧対照表、最後に参照条文等がついてございます。こちらの中で、電気通信事業法施行規則の一部改正についてという3枚ものに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、制定の背景でございますけれども、ご案内のとおり、総務省では一昨年10月から「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を開催いたしまして、いわゆる「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきたところでございます。

昨年12月に、タスクフォースの取りまとめが行われたところですが、その中で公正な競争環境を整備するためには、いわゆるボトルネック設備にかかる利用の同等性を一層確保することが必要だということで、具体的な手法として、速やかに「機能分離」を行うということ、それと、禁止行為規制の内容を、いわゆる業務委託先の子会社にも遵守させるための措置、これを講じることが適当であるというふうにされたところでございます。

この取りまとめを受けまして、今通常国会に電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律案、こちらを提出しておったところでございますけれども、去る5月26日、この法案が成立をいたしました。

これによりまして、電気通信事業法の第31条、これはいわゆる支配的事業者に対する禁止行為規制に当たるところですが、そちらの一部が改正されまして、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備その他必要な措置を講ずること、それと、業務委託先子会社に対する必要かつ適切な監督をすべきこととされたところでございます。

諮問させていただきました本件は、この電気通信事業法の改正におきまして、省令で定めることとされている2つの事項、具体的には第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置の内容、それと当該体制の整備及び子会社監督の規定、これを遵守するために講じた措置等についての報告すべき事項の内容、これらを定めるものとなっているところでございます。

続きまして、省令案の概要のほうに移らせていただきます。

省令案の概要は、今、申し上げましたとおり、大きく2つございます。

まず、1つ目ですが、体制の整備その他必要な措置ということで、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置として、省令案の中でさまざまな要件といったものを規定することとしております。

1枚めくっていただきまして、次のページに具体的な内容を書いてございますけれども、まず、1つ目としまして、設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶ということで、いわゆる人だとか、ものだとか、そういったものの分離に関するところがございます。第一種指定設備の設置、管理、運営等の業務を行う専任の部門ということで、設備部門とこの中では申しておりますけれども、それを設置すること。あるいは、設備部門の長は役員をもって充てる。その他兼職の禁止の規定だとか、あるいは執務室の区分、そう

いったものをこの中で定めております。

2つ目としまして、厳格な情報遮断措置ということで、いわゆる情報の分離でございます。もともと今回の法改正につながる背景事情としまして、そういう接続情報の目的外利用ということがございましたので、この方面についても厳重な措置を講じることとされているところでございます。

接続の業務に関して知り得た情報、接続関連情報と言っておりますけれども、これを管理するために、次のような要件が確保されたシステムを構築することということで、接続業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。あるいは、アクセス権限がきっちり設定されていること。その接続関連情報を実際、入手した者、あるいは入手した情報、その入手した日時、そういったものがきっちり記録されること。そういった要件を満たすようなシステムの構築というものを求めています。

それから、接続関連情報の取り扱いについて、社内で遵守すべき規程といったものをきっちり作成してください。あるいはその規程を遵守するための研修というものを実施すること。それから、設備部門の長を接続関連情報の管理責任者として明確に位置づけるということも盛り込んでいるところでございます。

3つ目としまして、実効的な監視の仕組みというところでは、実効性確保のための措置ということになるわけですが、こちらのほうで、例えば第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。これは例えば、いつ、どここの事業者さんから接続申込みがあって、いつそれに対して回答したかといったような経緯を記録してほしいという趣旨でございます。

それから、第一種指定設備は、他事業者だけではなくて、自社内で使うことも当然ありますので、第一種指定電気通信設備を設置している事業者内において、その利用のために実施した手続の実施の経緯、これも同様に記録するという事もあわせて求めているところでございます。

監視という面でいいますと、接続の業務の実施状況を監視する部門、監視部門とこの中で呼んでおりますけれども、これをいわゆる設備部門とは別に置いていただくことによつて、必要な監視をきっちりしてもらおうということ。それから、その監視部門による監視の結果を取締役会等ということで、業務執行を決定するような社内の機関を意図しておりますけれども、そちらにきっちり報告をしてもらおう。そういったことも具体的な

措置、要件として定めているところでございます。

次のページに移っていただきまして、省令に規定する大きな2つ目の内容でございます。これはいわゆる措置の妥当性を行政側が継続的にきっちり把握、担保して、その実効性を高めるという趣旨で設けているところでございますけれども、規定の遵守のために講じた措置等の報告ということです。第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関して、総務大臣に報告しなければならない事項というものを省令の中で定めております。

1つ目が、業務委託先子会社に対する監督に関する事項でございます。委託先の子会社に対し、必要かつ適切な監督が行われたことを確認するための事項としまして、次のような事項を報告しなければならないということとしてございます。

例えば、委託業務の内容でありますとか、その業務ごとの委託額でございますとか、あるいは議決権の割合、あるいは監督の方法、その実施状況等々、報告事項として求めることとしてございます。

報告事項、もう1つございます。先ほどご説明を差し上げました体制の整備その他必要な措置に関する事項についての報告でございます。

先ほど第22条の7ということで、具体的には省令の中で条文を立てておりますけれども、その規定に基づきまして、体制の整備その他必要な措置が講じられたことを確認するための事項としまして、こちらに丸が5つほど並んでございますけれども、端的に申し上げますと、先ほどの第22条の7、こちらで求めた措置の実施状況といったものを総務大臣に対してきっちり報告してくださいということで定めているところでございます。

最後に、施行期日の関係でございます。電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律の施行が、公布の日、これは平成23年6月1日に公布されておりますけれども、その公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日ということになってございますが、その法律の施行と同日から施行することとしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたら、お願いたします。

○東海委員　　ご案内のとおり、公益事業の世界では、こういったボトルネック設備のよ

うなものが存在をする場合には、いわゆる分離政策をしっかりとやって、競争の同等性、公正性といいたいでしょうか、そういうことを確保するという政策がとられるということはもうご案内のとおりだろうと思いますけれども、公益事業の中でも、今、ちょうど話題になっている電力あたりでは、そのあたりが少し、正直言いますとおくれたなという気がいたしますけれども、電気通信の世界ではかなり早くから、記憶では平成の1けたの代に、会計分離を接続会計として実施をするという分離論の中での第一歩を進めてきたと思います。

そういう意味で、きょうの機能分離というのは、会計分離という分離政策のその次の、もっと強めた、促進した、前に進めた政策と理解をしておりますが、それでいいかどうかということと、そのときに、現実に接続会計をやっておりますので、その接続会計の理念の上にとしっかりと機能分離が乗っかって、論理の矛盾がないか、手続の矛盾がないかということの精査をされたかどうかということを確認をしておきたいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございました。

今2つのことをおっしゃったと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○木村事業政策課調整官　今、ご質問いただきましたお話ですけれども、まず1つ目、いわゆる会計分離のより強固なといえますか、促進した措置ということの観点の話ですけれども、たしか接続会計規則は平成9年ぐらいに制定されたものと思いますけれども、当然、当時はいわゆるバーチャルな形での、仮想的な形での会計上の分離ということになっているかと思ひます。

会計上は従来からも、いわゆる第一種指定電気通信設備というのは管理部門に帰属するという形で整理されているところがございますけれども、その会計上の措置のみではなくて、いわゆる現実上の組織としても、第一種指定電気通信設備の設置・管理・運営等を行う部門というものを明確に位置づける形によりまして、会計上、きっちり整理されているものに現実も近づけるといえますか、現実的な措置もあわせて講じるということで、東海先生からお話をいただきました、より強めた政策という観点での措置というふうに我々のほうも理解しているところでございます。

それから、いわゆる会計上の理念の上に乗って、手続的に矛盾がないかということのお話でございますけれども、当然、今回の措置というのが、現実の組織なり、人なり、そういったものをきっちりと分離することなんですけれども、いわゆる会計上の措置と現実の措置の若干のギャップというものは、いかんせん、例えば人を半分に割っ

たりとか、そういうこともできないというところもありますので、若干の違いは当然のことながら許容せざるを得ないところはあるかと思えます。

ただ、それをいかに近づけるかということで、設備部門というのを明確に位置づけて、それを分離するという形でやったものでございます。

会計上の処理、接続会計上の処理といったものも、当然、今回の措置によって何か明確に変わるというよりも、それは今までやってきた厳格なものというのは踏襲しつつ、現実をそれに合わせるというふうな趣旨で、事務上に何か矛盾が生じるとか、そういったことは想定し得ないというふうに考えているところでございます。

○根岸部会長　どうぞ。

○東海委員　例えば3ページが一番上に、専門の部門を設置をし、役員をもってその部門長とするといったような形をとられるということの前提には、当然のことながら、会計分離をやっている間では、当然にバーチャルな、今、おっしゃった設備部門があると仮定いたしまして、配賦が行われていたと思えます。その配賦が、今度は具体的な、例えば設備も分離をするんだらうと思えますけれども、保有資産ですね、そういったものがきちっとこれまでの配賦に取ってかわってくれなきゃいけないわけですね。重なってはいけないわけですね。ですから、そういった細かいところのチェックというか、整合化というのが、場合によっては小さな問題が少し残っているとすれば、それは今後、少し見直していかなければいけないという気がしております。

○根岸部会長　ありがとうございます。何かコメントございますか。

○木村事業政策課調整官　今、先生にご指摘いただいたところも、当然、細かい点で、いろいろ実際の仕組みとして、今回、制度づけするものと、あとは実際の運用上、いろいろ現実と会計とのギャップと申しますか、それをより実態に近いもの、実効的なものにしていくという過程で検討すべきことはあると思えますので、それは当然、運用の中でやっていかせていただければというふうに思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。

よろしいですか。どうぞ、ほかにもございますでしょうか。

○酒井委員　この3ページ目の一番上の設備部門ですが、これは第一種指定電気通信設備というのは時代とともに変わる場合もあると思えますけれども、そのときに、この例えば設備の部門の中で、第一種指定電気通信設備以外のものも管理していてよろしいんでしょうか。

第一種指定電気通信設備になった瞬間、こっちの部門に入れて、なくなったら、また別に移さなきゃいかん、そういうことをする必要はないですね。

○木村事業政策課調整官　今の件ですけれども、実は条文、具体的に少し新旧対照表のほうでございまして、新旧対照表の1ページ目のちょうど真ん中あたり、第1号というところだと思うのですけれども、第一種指定電気通信設備、括弧して、これと一体として設置される電気通信設備を含むという形にしております。つまり現実問題として、今まである部門が管理していたものが、例えば指定が外れたからといって、急にその外れたもの専用の部門をまたつくりとか、そういったことは、逆に言うと、ある種、非現実的かつ非効率的になる面もあると思いますので、そこは実態に合わせまして、それと一体的に管理をするような、そういった設備というのは、この設備部門の中できっちりやっていたらこうというふうに考えておりますので、そういう意味でいいまして、指定を外れたからといって、急に別の部門でとかということは、現実的にはないものというふうに考えます。

○酒井委員　それでは、例えばNGNは指定設備じゃなかった場合指定設備になった瞬間、ごっそりこっちに繰り入れるという話になるわけですかね。

○木村事業政策課調整官　そうですね。第一種指定電気通信設備と非指定設備、ネットワーク的に、完全に切り離して管理し得るような場合は別になる。それがなかなか現実的に難しいということであれば、そこは一体として管理していただくという形かなというふうに思います。

○酒井委員　わかりました。

○根岸部会長　どうぞ、ほかに。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則に従いまして、諮問された案を報道発表するほか、インターネットなどに掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うということにいたします。本件に関する意見招請は9月2日金曜日までといたします。そのように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の審議を終了いたしました。委員の皆様、あるいは事業局から何かございますでしょうか。ございませんか。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。次回につきましては、別途、確定に

なり次第、事務局より連絡があるということでございます。どうもありがとうございました。

閉 会